新潟県	柏崎市南半田一八の一五	北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所
	柏崎市南半田一八の一五	北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所市野新田支所
	柏崎市日吉町三の二二	北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所
	柏崎市三和町五の四八	柏崎刈羽原子力規制事務所
	村上市塩野町字屋敷二八五の一	下越森林管理署村上支署塩野町森林事務所
	岩船郡関川村大字大石字イブリサシ四〇四の三	北陸地方整備局羽越河川国道事務所大石ダム管理支所
富山県	中新川郡立山町芦峅寺字横江割一四の三	富山森林管理署立山森林事務所
	中新川郡立山町芦峅寺字ブナ坂六一	北陸地方整備局立山砂防事務所
	中新川郡立山町芦峅寺字松尾三	北陸地方整備局立山砂防事務所水谷出張所
石川県	金沢市上中町口一一の一	湖南学院
山梨県	南アルプス市芦安芦倉七七〇	山梨森林管理事務所野呂川第一治山事業所
	南アルプス市芦安芦倉七七〇	山梨森林管理事務所野呂川第二治山事業所
岐阜県	中津川市神坂二九四の一二	東濃森林管理署神坂森林事務所
	郡上市白鳥町白鳥四一五の二	岐阜森林管理署白鳥森林事務所
	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署
	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署小坂森林事務所
	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署濁河森林事務所
	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署大洞森林事務所
鳥取県	西伯郡大山町大山官有地	鳥取森林管理署大山治山事業所

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十一号

船員法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十五年五月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第七条）
第二章　経過措置（第八条―第十七条）
附則

第一章　関係省令の整備

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　船長の職務及び権限（第二条の二―第十五条）
第三章　雇入契約の成立等の届出等（第十六条―第二十七条）
第四章　船員手帳（第二十七条の二―第三十九条）
第五章　給料その他の報酬（第三十九条の二―第四十二条）
第六章　労働時間、休日及び定員（第四十二条の二―第四十八条の四）
第七章　有給休暇（第四十九条―第四十九条の三）
第八章　食料及び衛生（第五十条―第五十七条）
第九章　年少船員（第五十七条の二・第五十八条）
第九章の二　女子船員（第五十八条の二・第五十八条の三）
第十章　災害補償（第五十九条―第六十八条）
第十一章　就業規則（第六十九条・第七十条）
第十一章の二　登録検査機関（第七十条の二―第七十条の十七）
第十二章　監督（第七十一条―第七十四条）
第十三章　雑則（第七十五条―第七十九条）
附則

第十四条第一項中「、運輸監理部、運輸支局及び海事事務所」を「（運輸監理部を含む。）並びに運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）」に改める。

第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（外国において利用する募集受託者及び船員職業紹介事業者の基準）

第十六条の二　法第三十二条の二第三号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　二千六年の海上の労働に関する条約（次号において「条約」という。）の締約国である外国において船員の募集を行う募集受託者にあつては、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けていること。

二　条約の非締約国である外国において船員の募集を行う募集受託者にあつては、条約に定める要件に適合していることについて、国土交通大臣の定める方法により船舶所有者の確認を受けていること。

前項の規定は、法第三十二条の二第四号の国土交通省令で定める基準について準用する。この場合において、同項中「船員の募集」とあるのは「船員職業紹介事業」と、「募集受託者」とあるのは「船員職業紹介事業者」と読み替えるものとする。

第六十七条中「運輸支局長又は海事事務所」を「運輸支局等の長（以下「運輸支局長等」という。）」に改める。

第十一章の次に次の一章を加える。

第十一章の二　登録検査機関

（登録の申請）

第七十条の二　法第百条の十二第一項（法第百条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第百条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が検査を行おうとする事業所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が検査業務を開始しようとする年月日